

# 宮城県国土利用計画（第六次）骨子案の概要

【第五次計画基準年：平成25（2013）年 → 今回基準年：平成29（2017）年，目標年：令和13（2031）年】

## 1 策定に関する基本的な考え方

OH22. 3 **第五次計画策定**（基準年H19：目標年R2）

**東日本大震災（H23. 3. 11）発生**  
県土の状況が一変し**基本的条件が大きく変化**

・H25. 12 「国土強靱化基本法」施行

OH27. 3 **第五次計画見直し**

（現況変化を踏まえた変更 基準年H25：目標年R2）

・H27. 8 人口減少や災害への脆弱性等の課題に対し

第五次国土利用計画（全国）策定  
第二次国土形成計画（全国）

**国土の安全性を高め、  
持続可能で豊かな国土  
を形成する国土利用**

・H29. 4 県国土強靱化地域計画策定（H29～R2）

・H30. 6 「所有者不明土地法」施行

OH30. 8 第五次（見直し後）計画の点検実施

OR1 . 8 第六次計画**骨子案**審議（国土利用計画審議会）

震災復興期間

- ・復興の進展に伴う土地利用の変化
- ・本格的な人口減少・高齢化局面突入
- ・低未利用地増加
- ・土地管理水準の低下
- ・激甚化する災害への対応
- ・全国計画や新たな法制度
- ・県の新しい総合計画（策定中）

踏まえて

### 改定の方向性

- イ 本格的な人口減少下における県土利用
- ロ ポスト復興・地方創生を見据えた県土利用
- ハ 安全・安心を実現する県土利用

基準年H29：目標年R13

## 2 県土利用の現状と課題

OH25～H29までの県土利用の推移

- ・農地面積は、被災農地復旧事業等による増加から、人為改廃、農地転用により減少傾向へ
- ・森林面積は、震災後の復旧事業等に関する開発面積の大幅増による減少傾向が続いている
- ・復興の進展に伴い、道路及び宅地は増加傾向

○主な課題

（下線部は新たな課題）

### 第五次（H27見直し後）

- イ **震災による基本的条件の変化**  
人口の減少 津波被害による農地の大幅減少  
復興のまちづくり 地域コミュニティ弱体化  
沿岸被災地の市街地空洞化加速
- ロ **国土の有効利用と土地利用転換の適正化**  
都市機能の分散による環境負荷の増加や  
新たなコストの発生
- ハ **県土利用の質的向上**  
安全な環境確保 防災機能の再構築  
自然との共生・循環を重視した県土利用  
美しい景観の形成等に対する要請の高まり
- ニ **県土利用をめぐる新たな動き**  
震災復興計画等に基づいた土地利用  
国土強靱化の基本理念  
人口減少社会を見据えた地域のあり方

### 第六次（骨子案）

- イ **復興の進展後もなお残る課題**  
沿岸被災地の人口減少や市街地空洞化の加速  
地域コミュニティ弱体化  
災害危険区域等沿岸被災地の土地利用
- ロ **人口減少による国土管理水準の低下**  
低未利用地や空き家の増加  
離農等による農地や山林の荒廃  
所有者不明土地の増加  
誰もが暮らしやすい機能的なまちづくり
- ハ **自然環境と景観等の悪化**  
開発後に利用放棄された土地の荒廃化  
里地里山等における自然環境や景観の悪化  
野生鳥獣被害の深刻化
- ニ **安全・安心な県土利用に対する要請**  
再生可能エネルギーの適正・有効な利用  
津波に強いまちづくりの完遂  
水害・土砂災害の頻発化・激甚化

## 3 県土利用の基本方針

### 第五次（H27見直し後）

より良い状態で次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」の実現

- イ **創造的な復興のための土地利用**  
防災機能の強化、コミュニティ維持に配慮
- ロ **国土の有効利用及び土地利用の適正化**
- ハ **県土利用の質的向上**  
安全安心、自然との共生・循環、美しくゆとりある県土利用
- ニ **県土利用をめぐる新たな動きへの対応**  
沿岸部の復興まちづくり、県土の強靱化、人口減少を見据えた地方創生への配慮

### 第六次（骨子案）

「県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用」の実現

- イ **適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用**  
需要に応じた都市機能の最適化 農地の集約  
荒廃農地の発生抑制 森林の整備・保全
- ロ **自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用**  
グリーンインフラの推進  
個性ある景観の保全等
- ハ **安全・安心を実現する県土利用**  
災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

【新規】

- ニ **複合的な施策の推進と県土の選択的利用**
- ホ **多様な主体と連携した県土利用**

第五次のイ〜ホを再編

## 4 計画の実現に向けた措置

- イ **適切な県土管理と機能的なまちづくりを実現する県土利用**  
各法を適切に運用した選択と集中による効率的な土地利用への誘導
- ロ **自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用**  
本県固有の森林山野、湿地環境、変化に富んだ海岸線、農山村里山景観及び生態系の保全、野生生物との共存と鳥獣害対策、優れた景観や自然環境の維持と観光活用の両立
- ハ **安全・安心を実現する県土利用**  
災害に強いまちづくり宮城モデルの構築及び発信、ハードとソフトを組み合わせた防災対策のさらなる推進、震災遺構等を活用した伝承と防災教育、職住分離等の新たな県土利用に即した移動手段確保と避難計画との連動、災害の危険性が高い箇所の地籍調査早期完了、森林や農地の防災機能発揮、ライフライン等の多重性確保
- ニ **複合的な施策の推進と県土の選択的利用**  
人口減少を踏まえた既存ストック活用、都市再開発等の計画的な推進による適正な土地利用と経済発展、第二次産業の発展に資するインフラ整備、農林漁業等の大規模化やICT利用等による効率化、再生可能エネルギー活用推進と森林適正管理によるCO<sub>2</sub>排出抑制、地籍調査促進及び所有者不明土地の解消
- ホ **多様な主体と連携した県土利用**  
森林環境譲与税を活用した森林整備促進、地域ごとの土地管理水準設定と維持、所有者以外の多様な主体を交えた土地利用策の検討、地域の環境保全等の公益的活動促進

## 5 利用区分に応じた基本的な方向性

- 農地** 有効利用に主眼を置く。面積は減少を見込む。
- 森林** 公益的機能に配慮し森林としての利用維持を基本とする。また再エネ施設への転用にあたり適正利用となるよう調整。
- 水面・河川・水路** 治水・防災に向けた機能増進を図る。
- 道路** 防災、都市機能維持、産業振興等の観点から必要な拡大を見込んだ目標を設定。
- 宅地** 住宅地は新興住宅地への需要等から緩やかな増加を見込み、乱開発とならないよう法規制を適正に運用するとともに、既存宅地の有効活用を検討。工業用地は経済活性化の重要性から実需に伴う増加は容認し、個別法運用による適正利用を図る。
- その他・低未利用地** 人口減少下で進む人為的土地利用の縮小に伴う一定の増加を見込むが、沿岸部の災害危険区域や放置森林、荒廃農地など発生原因や事情が様々であることから、地域ごとの個別の事情に即し、適正管理に向けた施策を講ずる。

## 6 地域ごとの基本的な方向性

- ・「県中南部」「県北西部」「県北東部」の三分区で設定（継続）
- ・東日本大震災により土地利用が大きく変化した沿岸被災市町に共通する課題等に関して「沿岸部」「内陸部」等適切な区分を使用